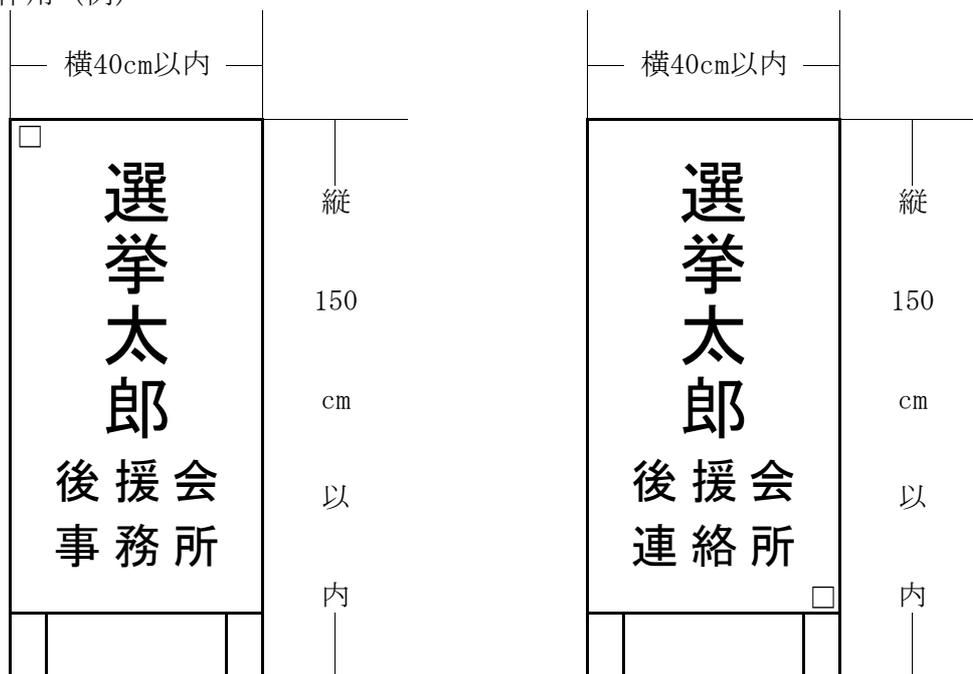
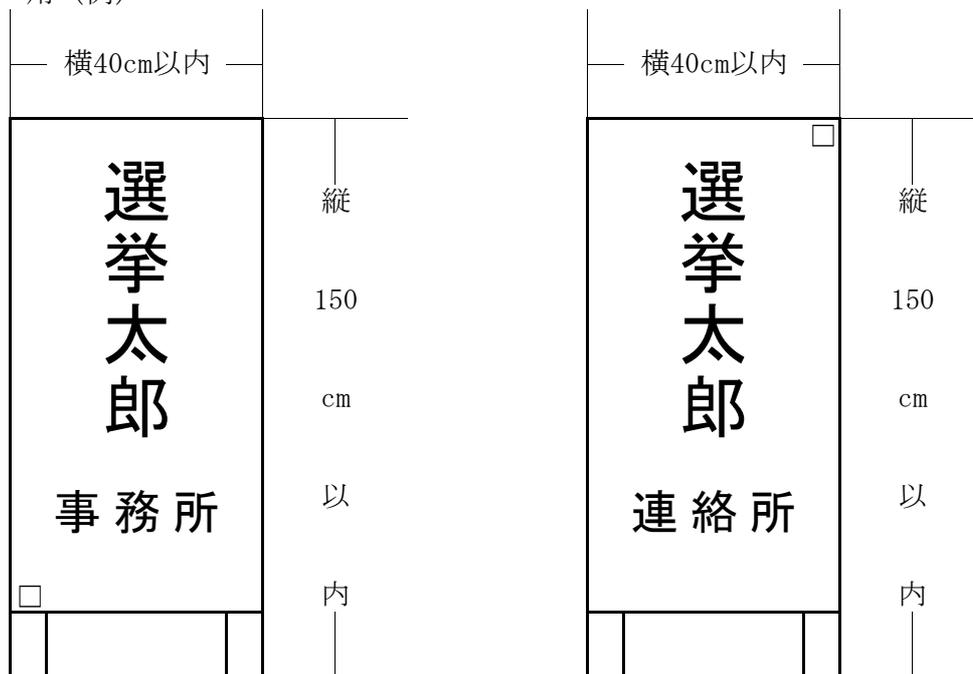


# 看板等の掲示例

○ 後援団体用 (例)



○ 本人用 (例)



※ 縦 ⇒ 脚をつけた場合は、脚も長さを含む。

※ 立札及び看板の類は、候補者等本人用6枚、後援団体用6枚の範囲内で掲示できます。

※ 証票は、事務所の表示をするための立札及び看板の類に貼付するものです。

**看板等は、空き地等事務所の設備の無いところに設置することはできません。**

※ 看板等に写真を表示する場合には、シール等で貼り付けるのではなく、一面に文字とともに印刷するようにしてください。シール等で貼り付けた場合は、裏打ちされたものとして違法な看板等とみなされるおそれがあります。